

改正

平成30年12月27日条例第19号

令和3年12月24日条例第24号

鎌倉市企業立地等促進条例

(目的)

第1条 この条例は、企業に対する市税の軽減措置を実施し、市内企業の事業拡大を支援するとともに、新たな企業を誘致することにより、産業の活性化及び雇用機会の増大を図り、もって活力あるまちの創出に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 立地 事業の用に供するため、市内において、事業所の新設、移設、増設又は建替えを行うことをいう。
- (3) 工業系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (5) 投下資本額 企業の立地に係る事業の用に供する固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）の取得に要した費用の総額から次に掲げるものを控除したものをいう。
 - ア 当該固定資産の取得について、国、地方公共団体その他公共的団体から補助金、奨励金その他これらに類するものの交付を受けた場合は、当該交付を受けた額に相当する額
 - イ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第1項第2号に規定する企業集団及びこれに準ずるものに属する企業の間で、取引等が行われた固定資産の取得に要する費用
- (6) 事業所内保育施設 企業の雇用する者が利用することができる保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する保育（以下「保育」という。）を行うことを目的とする施設をいう。）であって、当該企業の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の規則で定める基準に適合しているものをいう。

(7) 特定地域 鎌倉市深沢地区にある市有地及び東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター等を中心とする規則で定める地域をいう。

(市税の軽減措置)

第3条 平成29年4月1日から令和14年3月31日までの間（以下「立地促進期間」という。）において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する立地をした企業が所有する当該立地に係る固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の税率は、当該立地の日の属する年の翌年の1月1日（当該立地の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されることとなる年度から5年度分に限り、鎌倉市市税条例（平成27年12月条例第27号。以下「市税条例」という。）第35条及び第61条の規定にかかわらず、固定資産税にあつては100分の0.47（中小企業者にあつては、100分の0.35）と、都市計画税にあつては100分の0.1（中小企業者にあつては、100分の0.075）とする。

(1) 当該立地が、次に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ次に定める事業のいずれかの用に供するためのものであること。

ア 特定地域

(ア) 日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定める日本標準産業分類をいう。以下同じ。）に規定する大分類Eに分類されている製造業

(イ) 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている情報通信業

(ウ) 日本標準産業分類に規定する大分類Iに分類されている卸売業、小売業

(エ) 日本標準産業分類に規定する大分類Lに分類されている学術研究、専門・技術サービス業

(オ) 日本標準産業分類に規定する大分類Mに分類されている宿泊業、飲食サービス業

(カ) 日本標準産業分類に規定する大分類Nに分類されている生活関連サービス業、娯楽業

(キ) 日本標準産業分類に規定する大分類Oに分類されている教育、学習支援業

(ク) 日本標準産業分類に規定する大分類Pに分類されている医療、福祉

イ 特定地域以外の地域

(ア) 日本標準産業分類に規定する大分類Eに分類されている製造業（工業系地域において立地するものに限る。）

(イ) 日本標準産業分類に規定する大分類Gに分類されている情報通信業

(ウ) 日本標準産業分類に規定する中分類75に分類されている宿泊業

(エ) 日本標準産業分類に規定する小分類711に分類されている自然科学研究所

(2) 当該立地に係る投下資本額が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該立地の時点において、市内で3年以上継続して当該立地に係る事業を行っている場合
にあつては、1億円（中小企業者にあつては、2千万円）以上であること。

イ ア以外の場合にあつては、3億円（中小企業者にあつては、5千万円）以上であること。

2 前項第1号ア又はイに掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める事業のいずれ
かを市内において3年以上継続して行っている企業が立地促進期間に当該事業の用に供するため
に取得した償却資産であつて、その取得価額が一の償却資産につき5千万円（中小企業者にあつ
ては、5百万円）以上であるものに対して課する固定資産税の税率は、当該償却資産を取得した
日の属する年の翌年の1月1日（当該取得の日が1月1日のときは同日）以後最初に課されるこ
ととなる年度から5年度分に限り、市税条例第35条の規定にかかわらず、100分の0.47とする。

3 立地促進期間において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する立地をした企業に対して
課する法人市民税の法人税割の税率は、当該立地の日の属する事業年度（法人税法（昭和40年法
律第34号）第13条第1項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）又は連結事業年度（同法第15
条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）の翌事業年度から3事業年度分に限
り、市税条例第21条の規定にかかわらず、100分の4.2とする。この場合における市税条例第22条
第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは「鎌倉市企業立地等促進条例（平成
29年3月条例第47号）第3条第3項」と、「8.4分の2.4」とあるのは「4.2分の1.2」と、「8.4
分の1.2」とあるのは「4.2分の0.6」とする。

(1) 当該立地により本社機能等（総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人
全体の業務を所掌している部門をいう。以下同じ。）を新たに有するものであること。

(2) 当該立地に係る投下資本額が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 当該立地の時点において、市内で3年以上継続して当該立地に係る事業を行っている場合
にあつては、1億円（中小企業者にあつては、2千万円）以上であること。

イ ア以外の場合にあつては、3億円（中小企業者にあつては、5千万円）以上であること。

4 立地促進期間に、市内において事業所内保育施設の設置をした企業が当該設置の日において所
有し、かつ、当該事業所内保育施設の用に供する償却資産（地方税法第348条第2項第10号の10
に掲げる固定資産に該当するものを除く。）に対しては、市税条例第35条の規定にかかわらず、
当該設置の日の属する年の翌年の1月1日（当該設置の日が1月1日のときは同日）以後最初に
課されることとなる年度から5年度分に限り、固定資産税を課さないものとする。

（申請等）

第4条 前条に規定する措置（以下「軽減措置」という。）の適用を受けようとする企業は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める日から同日の属する年の翌年の1月31日（同条第3項に規定する措置の場合は、立地の日の属する事業年度又は連結事業年度の末日）までに、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1項及び第3項に規定する措置 立地の日
- (2) 前条第2項に規定する措置 償却資産の取得の日
- (3) 前条第4項に規定する措置 事業所内保育施設の設置の日

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、軽減措置の適用の可否を決定するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の軽減措置の適用について条件を付することができる。

（届出）

第5条 現に軽減措置の適用を受けている企業（以下「適用企業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項の規定による申請に係る事項に変更が生じたとき。
- (2) 当該適用を受けている措置に係る事業を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 事業所内保育施設における保育を休止し、若しくは廃止したとき又は休止し、若しくは廃止した事業所内保育施設における保育を再開したとき。

（承継）

第6条 適用企業が、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定める事業について、その全部を譲渡したときは、当該その全部を譲り受けた者（納期限が到来している市税を滞納していない者に限る。）は、市長の承認を受けて、当該措置の適用を受けている企業の地位を承継することができる。

- (1) 第3条第1項又は第3項に規定する措置 当該措置の適用に係る立地に係る事業
- (2) 第3条第2項又は第4項に規定する措置 当該措置の適用に係る償却資産の存する事業所において行われる事業

2 適用企業について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により前項各号に定める事業の全部を承継した法人（納期限が到来している市税を滞納していない者に限る。）は、市長の承認を受けて、当該適用企業の地位を承継することができる。

(取消し等)

第7条 市長は、軽減措置の適用を受けた企業が次の各号のいずれかに該当するときは、軽減措置の適用を取り消すことができる。

(1) 次に掲げる場合において、それぞれに定めるとき。

ア 第3条第1項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る立地に係る事業所が当該措置の適用に係る事業の用に供されるものでなくなったとき。

イ 第3条第2項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る償却資産が当該措置の適用に係る事業の用に供されるものでなくなったとき。

ウ 第3条第3項に規定する措置の適用を現に受けている場合 市内に本社機能等を有しなくなったとき。

エ 第3条第4項に規定する措置の適用を現に受けている場合 当該措置の適用に係る事業所内保育施設における保育を休止した日後6月以内に当該保育を再開しなかったとき若しくは当該措置の適用に係る事業所内保育施設における保育を廃止したとき又は当該措置の適用に係る事業所内保育施設について第2条第6号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(2) 市税を滞納したとき（当該滞納について災害その他特別の事情があるときを除く。）。

(3) 事業の全部を休止した日後6月以内に当該事業を再開しなかったとき又は事業を廃止したとき。

(4) 偽りその他不正の行為により軽減措置の適用を受けたとき。

(5) 第4条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により軽減措置の適用を取り消したときは、当該適用企業に対し、当該軽減措置により減免した市税の全部又は一部を納付させることができる。

(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、適用企業に対し、事業若しくは雇用の状況又は事業所内保育施設の運営状況について、報告若しくは書類の提出を求め、又は調査することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年12月27日条例第19号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。（後略）

付 則（令和3年12月24日条例第24号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。